

令和2年度 事業計画書

I 補助金（国及び県）事業

1 相談指導事業

生活衛生関係営業者の経営健全化、衛生水準の維持向上を図り、消費者の利益擁護に資するため、相談・指導体制の一層の強化に努める。

(1) 窓口指導（通信・電話によるものを含む。）

指導センター内に相談窓口を常設し、融資、経営、経理、新規開業計画等各種の相談に応じる。

(2) 巡回指導

県下13地区の巡回指導を行い、各地区に配置している経営特別相談員や生活衛生同業組合の役員、生活衛生同業組合支部長等との連携を図り、実効ある相談・指導事業を推進する。

2 生活衛生関係営業経営改善資金融資等事業

(1) 生活衛生営業経営改善資金融資指導

生衛業者の健全経営、衛生水準の維持向上に資するため、日本政策金融公庫との連携を密にし、当該融資制度の普及と活用を図る相談・指導体制の強化に努める。

(2) 生活衛生営業特別指導（「生衛業経営改善資金」以外の諸活動）

経営特別相談員が行う振興計画事業の推進、金融相談、標準営業約款登録促進指導等の活動を支援する。

3 情報化整備事業

全国生活衛生営業指導センターと連携して、事務処理の迅速化及び情報の整備を行うとともに、生衛業に関する情報の収集・分析・蓄積を行い、生衛業者に対し、的確かつ効率的な経営相談や情報提供等の経営支援とサービスの向上に努める。

4 愛顔のまちづくりアクションプラン支援事業

(1) 令和2年度生活衛生関係営業地域活性化連携事業

「外国人観光客等に対する受入体制の整備と誘客の促進」

東京オリンピック・パラリンピックの開催と、2025年大阪・関西万博や留学生・技術研修生等も含めた外国人客の増加に対応するため、「お接待の心でもてなす愛顔（えがお）の愛媛」を基本として、生衛業者の振興と地域の活性化を図ることを目的としたインバウンド対策事業を実施する。

(2) 愛媛県生活衛生営業指導センターによる支援事業

13の生活衛生同業組合が取り組むアクションプランの企画立案を支援し、国の生活衛生関係営業対策事業費補助金や各種助成金等の確保を図り、組合が実施する事業の実施について総合的に支援する。

5 健康・福祉対策推進事業

我が国における急速な高齢化の進展を背景として、現在、高齢者や障害者等を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送るための社会システムづくりと生衛業としての必要な対応が求められている。

今年度も（愛顔のまちづくりアクションプラン支援事業）と連携して事業推進のための委員会を設置し、事業全体の進捗管理及び事業成果の把握等を実施して、生活衛生業界の活性化と振興・発展に繋げていく。

6 後継者育成支援事業

生活衛生営業に対する職業観の向上を促すことで、生活衛生営業への就業を促進し、生活衛生営業の後継者育成に資することを目的として、今年度も引き続き、インターンシップ制度を活用した後継者育成支援事業を実施する。

7 U I J ターン承継者等支援事業

県では、移住・交流促進を図ることにより、活力ある地域社会を維持するため、移住者受入態勢や情報発信力等を強化し、移住者の更なる呼び込みと定着促進に努めている。

生活衛生営業の後継者育成のため、移住希望者を対象として大都市圏で開催される移住フェアへの参加や東京を中心に発行される情報誌にU I J ターン支援情報を掲載することにより、生活衛生関係営業に係る事業承継や新規創業を考えている方々を積極的に本県に呼び込み、定着が図れるよう支援する。

- (1) U I J ターン促進イベント（愛あるえひめ暮らしフェア）への参加
- (2) 大都市圏の情報誌へのU I J ターン支援情報の掲載

8 サウナ営業者融資申込審査会

サウナ営業者からの融資申込みに必要な日本政策金融公庫に対する「意見書」を交付するため、サウナ営業者からの融資申込みがあった場合に、審査委員会を開催する。

9 一般貸付に係る県知事の推薦書交付事務

日本政策金融公庫の一般貸付に必要な県知事の推薦書について、県知事との委託契約に基づき、指導センター理事長名により推薦書を交付する。

Ⅱ 全国センターからの受託事業

1 生活衛生営業経営特別相談員研修会

経営特別相談員の業務遂行能力の向上を諮るとともに、新たに任命を予定している者の養成を目的とした研修会を開催する。

2 生活衛生営業景況等調査

生活衛生関連70企業を対象とした景気動向、設備投資計画等の実態把握を目的とした景況調査を年4回実施する。

なお、その他として厚生労働省が行う生活衛生関係経営状況調査など全国センターからの調査依頼があれば関係組合の協力を得て実施する。

3 クリーニング師研修・業務従事者講習

クリーニング業生活衛生同業組合、県、保健所との連携を強化し、クリーニング業法に基づく研修と講習を実施する。

本年度は、松山市で実施する。

4 衛生水準の確保・向上事業

全国並びに各県生活衛生同業組合連合会においては、11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化と組合加入促進のための取組みを重点的に展開している。

これらの活動と連携して、同事業の効率的実施を図るため、生衛組合、県・市・保健所等の行政機関、指導センターが参画した「衛生水準の確保・向上事業推進会議」を開催し、行動計画を作成するとともに、広報・啓発活動、新規許可店舗情報の組合への提供、研修会の開催などを積極的に実施する。

5 生産性向上ガイドライン・マニュアル更新事業

厚生労働省が作成した「生衛業の生産性向上ガイドライン・マニュアル」の普及・活用を図るとともに、モデル事業の展開等を通じ、都道府県センターにおける当該マニュアルを活用した経営指導機能の強化を図る。

6 生衛業受動喫煙防止対策事業

「健康増進法の一部改正法」の趣旨に鑑み、生活衛生関係業者がその事業場において実施する望まない受動喫煙の防止を図るために講ずべき措置を支援するため、受動喫煙防止のための施設設置の整備に要する費用の一部を全国センターが助成し、生衛業者の受動喫煙防止対策を推進する。

当センターにおいては、全国センターより委託を受け、周知、助言、指導及び助成金交付申請書の受理・確認等を行う。

Ⅲ 標準営業約款登録促進事業

標準営業約款の新規登録者が減少するとともに、再登録者も減少してきていることから、新規登録者の開拓及び再登録の勧誘など重点的な広報活動を実施する。

1 活動期間

- (1) 令和2年4月～令和3年3月
令和2年11月を「普及・登録促進強化月間」とする。

2 広報活動

- (1) 広報誌による周知活動
 - ア 4組合が発行する機関紙
 - イ 県広報誌「愛顔のえひめ」等
 - ウ 市町村・保健所が発行する広報誌（県から協力依頼）
- (2) その他
ポスター・チラシの配布、各種会合での周知等

IV 指導センター運営事業

1 会議

- (1) 三役会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 評議員会の開催
- (4) 推進大会の開催

指導センター事業「令和2年度地域活性化連携事業（生衛業インバウンド対策事業）」と連携して実施する連合会の推進大会

○令和2年11月9日（月）11時から、東京第一ホテル松山で開催
大会・式典を実施

- (5) その他

臨時の理事会及び三役会は必要に応じて随時に開催する。

2 監事監査

センター事業の実施状況及び予算執行状況について、監事による会計監査を実施する。

V その他

1 研修会（講習会）

- (1) 全国センターが主催する研修会へ出席する。
 - ① 生活衛生営業経営指導員研修会
 - ② 事務職員研修会
- (2) その他、センター事務に関する講習会等へ出席する。

2 諸会議

- (1) 全国理事長会議
- (2) 都道府県指導センター事務局代表者会議
- (3) 中国・四国ブロック経営指導員及び事務職員合同会議
- (4) その他